

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
野洲市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会則（令和4年4月19日施行）第13条第3項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会常任委員会からの付託又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的
事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これ
らの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」
と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み
替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、専
門部会の運営に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年9月20日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務・企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光及びおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
競技・式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、 事業の実施に関すること。